

— 新連載にあたって —

事例で学ぶ 行政法ゼミナール



早稲田大学教授

岡田正則

OKADA Masanori

行政事件の事件数は民事・刑事の事件数と比べると約50分の1ですが、最高裁判例集をみると、同程度に近い掲載数になっています。社会に対する行政事件の影響の大きさがここに現れているといつてよいでしょう。

一方、行政法は学びにくいといわれることがあります。その原因として、行政法にはまとまった法典がないこととならんで、おそらく、行政法令の適用場面について具体的なイメージをもちにくいという点があります。行政法令の解釈と適用は主として行政機関の担当職員が行い、それを裁判官が点検するのですが、たしかにこれらの場面を日常生活の延長上でイメージするのは難しいでしょう。その上、このような行政判断・司法判断は広い範囲の人々に影響を及ぼしますし、また影響を受ける者の立場によってその評価が異なることも少なくありませんので、そうした影響・評価の複雑さも学びにくさの原因になっているように思われます。

そこで本連載では、行政法総論・行政救済法の全体を解説するにあたり、毎回、基本判例ま

たは注目事例を取り上げ、できるだけ多様な視点からそれを検討することとしました。加えて、会話形式の文章を多く用いてみました。発言者を別々にすることによって、異なる立場や思考方法を容易に捉えることができるのではないかと考えたからです。会話の場面としては、法学部3・4年生の行政法ゼミのほか、法科大学院の授業、研究者・実務家の研究会、弁護士会議などを予定しています。あわせて大学教員の教育・研究の様子について、その一端を示せればと思います。

第1回は、考え方の基礎を確かめるために、1年生用の入門ゼミを場面として設定しました。このため登場人物の数が多めになっています。第2回以降は、行政法ゼミを中心とし、発言者の数を絞りますので、少し落ち着いた印象になると思います。法治主義、行政組織、行政立法、行政手続、行政処分など、行政法の主要なテーマを順次取り上げていきますので、お付き合いくださるようお願いいたします。